

健感発第0704002号  
平成15年7月4日

各 検 疫 所 長 殿

結 核 感 染 症 課 長  
( 公 印 省 略 )

重症急性呼吸器症候群（SARS）に関する検疫所の対応について

標記については、平成15年4月3日付健感発第0403002号等により対応しているところであります。

今般、WHOがトロント（カナダ）をSARSの地域内伝播が疑われる地域の指定から解除しましたが、当該国の医療機関等においては、SARS患者が入院しており、医療従事者等SARSに感染するリスクの高い者が日本に入国することも懸念されます。従って、当分の間、トロントからの航空便による入国者に対しては機内で質問票を配布し、自己申告によりSARS患者との接触の有無を確認した後、健康カードの配布をお願いします。

なお、今後、台湾が同様に指定から解除された場合においても、トロントの場合に準じて取り扱い、当該地域からの船舶についても、平成15年7月1日付当職通知健感発第0701002号に示す広東省及び香港からの船舶と同様に対応するよう申し添えます。